

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

<p>改正案</p>	<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第八十三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第十まで（現行のとおり）</p> <p>別表第十一 適正管理化学物質（第五十一条関係）</p> <p>一から二十三まで（現行のとおり）</p> <p>二十四 一・二―ジクロロエチレン</p> <p>二十五から五十八まで（現行のとおり）</p> <p>五十九 一・四―ジオキサン</p> <p>別表第十二から別表第十九まで（現行のとおり）</p>
<p>現行</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第八十三条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第十まで（略）</p> <p>別表第十一 適正管理化学物質（第五十一条関係）</p> <p>一から二十三まで（現行のとおり）</p> <p>二十四 シス―一・二―ジクロロエチレン</p> <p>二十五から五十八まで（略）</p> <p>別表第十二から別表第十九まで（略）</p>

別表第二十 水質汚濁緊急時の発令条件（第七十九条関係）

項目	一 （現行のとおり）	二 （現行のとおり）
	（一） （現行のとおり）	（二） （現行のとおり）
カドミウム	〇・〇〇六	〇・〇一五
全シアンから 一・二―ジク ロロエタンま で （現行の とおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
一・一―ジク ロロエチレン	〇・二	〇・五
シス―一・二 ―ジク クロロエ チレンからほ う素ま で （現行の と お り）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
一・四―ジ オ キサ ン	〇・一	〇・二五

別表第二十 水質汚濁緊急時の発令条件（第七十九条関係）

項目	一 （略）	二 （略）
	（一） （略）	（二） （略）
カドミウム	〇・〇二	〇・〇五
全シアンから 一・二―ジク ロロエタンま で （略）	（略）	（略）
一・一―ジク ロロエチレン	〇・〇四	〇・一
シス―一・二 ―ジク クロロエ チレンからほ う素ま で （略）	（略）	（略）

別記第一号様式から第三十九号様式まで  
(現行のとおり)

別記第一号様式から第三十九号様式まで  
(略)